

## さいたま市告示第 1 1 7 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 the market Place 武蔵浦和

所 在 地 さいたま市南区沼影 1 丁目 8 番 1 8 号

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ヤオコー

代 表 者 代表取締役社長 川野 澄人

住 所 埼玉県川越市新宿町一丁目 1 0 番地 1

#### (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 武蔵浦和駅前計画 さいたま市南区沼影 1 丁目 9 3 番地-1 他 1 4 筆

(変更後) the market Place 武蔵浦和 さいたま市南区沼影 1 丁目 8 番 1 8 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名

(変更前) 別表「小売業者一覧（変更前）」のとおり

(変更後) 別表「小売業者一覧（変更後）」のとおり

#### (4) 変更の年月日

ア 令和 5 年 1 2 月 6 日

イ 別表「小売業者一覧（変更前）」及び別表「小売業者一覧（変更後）」のとおり

#### (5) 変更する理由

ア 代表者氏名及び住所の変更による

イ 小売業者の出店による

### 2 届出年月日

令和 7 年 7 月 1 日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 7 年 7 月 1 5 日から令和 7 年 1 1 月 1 7 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p121053.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 > 令和 7 年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第 6 条第 1 項受理分）

### 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき

事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和7年7月15日から令和7年11月17日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別紙 小売業者一覧表

(変更前)

No.	小売業者名	代表者名	所在地	屋号	主として販売している物品	変更内容	変更日	備考
1-1 2-1	未定(食品スーパー)				食料品・日用品			
1-2	未定				未定			
3-1	未定				未定			
3-2	未定				未定			
4-1	未定				未定			

(変更後)

No.	小売業者名	代表者名	所在地	屋号	主として販売している物品	変更内容	変更日	備考
1-1 2-1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野澄人	埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1	ヤオコー武蔵浦和駅前店	食料品・日用品	小売業者確定	R6.5.15	
3-1	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濠2丁目38番地	Seria ザ・マーケットプレイス 武蔵浦和店	生活雑貨等	小売業者確定	R6.5.22	
3-1	株式会社トモズ	代表取締役 角谷真司	東京都文京区西片1丁目15番15号 KDX春日ビル	トモズ ザ・マーケットプレイス 武蔵浦和店	医薬品等	小売業者確定	R6.5.22	
3-1	株式会社ハリミキ	代表取締役社長 恒吉裕司	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	ハリミキ ザ・マーケットプレイス 武蔵浦和店	眼鏡等	小売業者確定	R6.5.22	
4	HOYA株式会社	代表執行役CEO 池田英一郎	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル 20F	アイシティ 武蔵浦和駅前店	コンタクトレンズ等	小売業者確定	R6.5.22	